

平成27年10月から

ごみと資源物の 出し方が変わります

家庭ごみ処理有料化制度のしくみ
1～4ページ

逗子市のごみ処理の現状と目標
5～6ページ

燃やすごみ・紙おむつ
7ページ

草・葉・植木ごみ
8ページ

不燃ごみ・危険有害ごみ
9ページ

小型家電・家庭金物
10ページ

ペットボトル・容器包装プラスチック
11ページ

アルミ缶・スチール缶・あきびん
12ページ

紙類
13ページ

布類・粗大ごみ・ボランティア清掃ごみ
ごみの持ち込み
14ページ

不法投棄対策・不適正排出対策
少量排出事業所・今後の予定
15ページ

主な変更点

- 燃やすごみと不燃ごみが有料になります
- 分別の種類が増えます
- ごみの収集日が変わります
- 集団資源回収を市内全域で実施します
- 粗大ごみの料金体系が変わります

逗子市

平成27年10月から 家庭ごみ処理有料化を導入します

「ごみの減量化・資源化の促進」「ごみ排出量に応じた公平な費用負担(受益者負担)」を目的として、家庭ごみ処理有料化を導入します。



一人ひとりがごみの減量や分別を意識することで、ごみの排出抑制と資源ごみの分別が進むことが期待できます。更なるごみの減量化・資源化を図るため、家庭ごみ処理有料化にご理解とご協力をお願いします。

❗ 家庭ごみ処理有料化 制度のしくみ

対象は **燃やすごみ** **不燃ごみ**

指定ごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払っていることになる仕組みです。

ごみの量に適した大きさのごみ袋を選ぶのね。

指定ごみ袋の大きさは4種類

袋の大きさ	5リットル袋	10リットル袋	20リットル袋	40リットル袋
販売価格 (10枚セット)	100円	200円	400円	800円
1枚当たりの価格 (1リットル当たり2円)	10円	20円	40円	80円

5リットル、10リットル、20リットルの袋は、持ち手付きのレジ袋タイプ、40リットルの袋は四角い平袋とする予定です。

再生利用が可能な資源ごみは、今までどおり無料で収集します。

資源ごみは、指定ごみ袋を使わずに透明又は半透明の袋で出してください。分別徹底にご協力をお願いします。

❗ 指定ごみ袋はお近くの指定ごみ袋取扱店で販売します

市民の皆さんが購入しやすいように、商工会などの団体と連携して、地域ごとにバランスが取れた「指定ごみ袋取扱店」を設置します。購入時にお支払いいただくごみ処理手数料は、取扱店等を通じて市に納入されます。

① ごみ処理手数料の減免について

減免対象世帯には指定ごみ袋を一定枚数配付します。

手数料は、ごみを出す量に応じて公平に負担いただくことが原則ですが、家庭ごみ処理有料化に伴う負担軽減措置として、次の要件を満たす世帯には申請により指定ごみ袋を配付します。なお、減免対象となる世帯にもごみ減量の努力をいただくよう、配付枚数に制限を設けます。

対象区分

- ・生活保護受給世帯
- ・身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・児童扶養手当受給世帯
- ・特別児童扶養手当受給世帯

※重複する場合は一つのみ対象となります。

申請方法や配付枚数等については、決まり次第広報ずし等でお知らせします。



有料化の対象とすることが適当でない品目は、有料化導入後も無料で収集します。

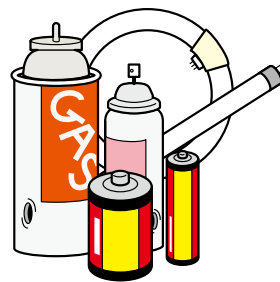
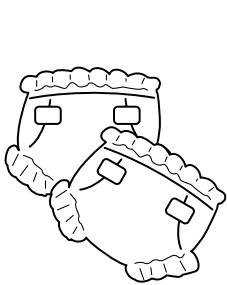
対象となる品目ごとに、袋の中が分かるように透明又は半透明の袋に入れて出してください。

紙おむつ
(詳細は7ページへ)

草・葉・植木ごみ
(詳細は8ページへ)

危険有害ごみ
(詳細は9ページへ)

ボランティア清掃ごみ
(詳細は14ページへ)



カセットボンベ、スプレー缶
蛍光管、乾電池など



地域の美化活動、清掃活動など
で出るごみ

① 手数料の用途について

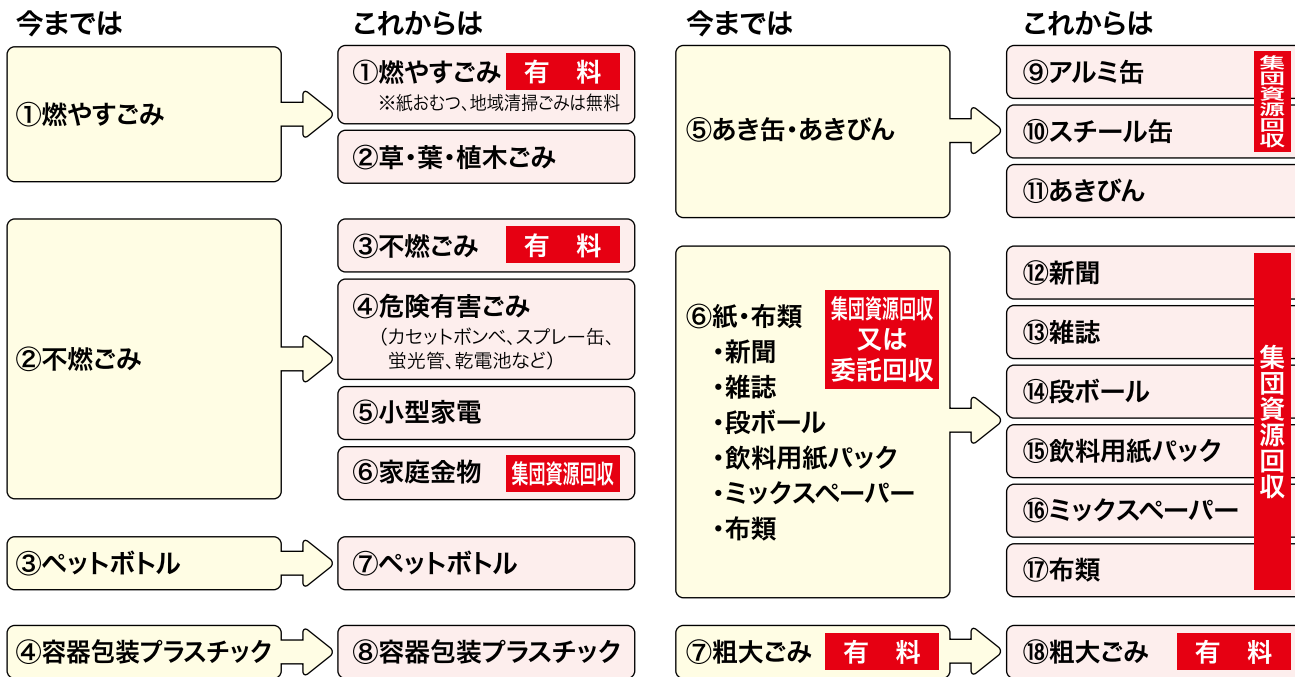
家庭ごみ処理有料化導入の最大の目的はごみの減量化・資源化です。そのため、手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等を目的とした、ごみ処理関連の事業に特定して運用します。手数料収入の用途は、市のごみ処理経費の現状などと併せて公表していきます。

① 分別の種類が増えます

7分別から18分別に

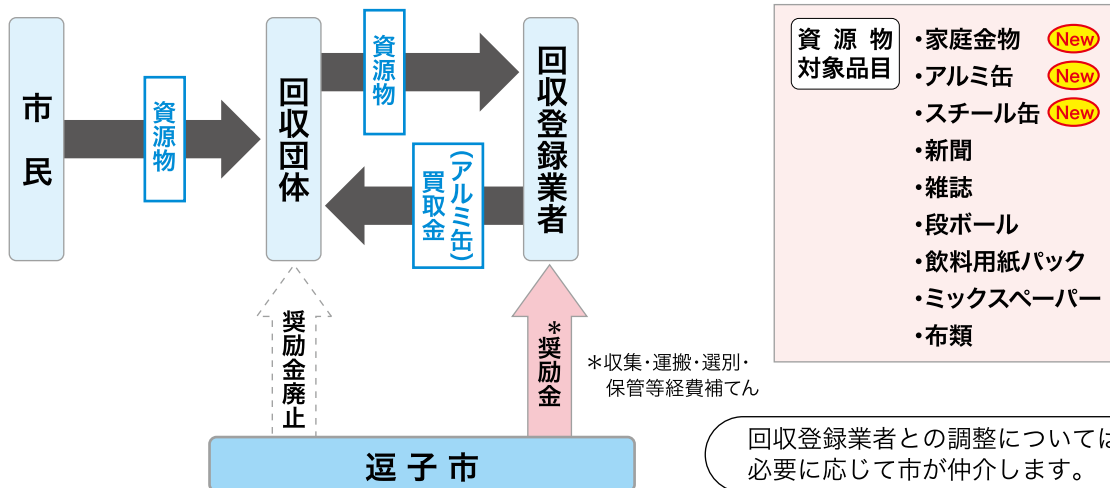
無料で収集する資源ごみの種類が増えます。

ごみの減量化・資源化を促進するために、これまで「燃やすごみ」として出していた「草・葉・植木ごみ」及び「不燃ごみ」として出していた「危険有害ごみ」、「小型家電」、「家庭金物」を分別品目として新設し、無料で分別収集します。



① 集団資源回収の見直しについて

- ・市内全域で集団資源回収の仕組みを実施します。
※未実施の自治会・町内会には、個別に市が説明・調整を行います。
- ・回収団体（自治会・町内会等）に対する現行の奨励金は廃止します。
- ・紙・布類のほか、アルミ缶、スチール缶及び家庭金物を集団資源回収の対象に加え、資源化の促進を図ります。
- ・アルミ缶の回収量に応じて、買取金が回収業者から支払われます。



① 収集日が変わります

これまで全市域同日同一品目の回収を行ってきましたが、分別品目の新設による収集品目の増加により、収集日を見直します。

現在の収集

燃やすごみ	週2回
不燃ごみ、ペットボトル、 容器包装プラスチック、 あき缶・あきびん	週1回

平成27年10月以降

燃やすごみ	週2回
不燃ごみ、ペットボトル、 容器包装プラスチック	週1回
草・葉・植木ごみ、 あきびん、危険有害ごみ、 小型家電	2週で1回

※あき缶は平成27年10月からアルミ缶、スチール缶に分別し、紙・布類と同じく集団資源回収での回収となるため、地域により回収の日が異なります（12ページ参照）。

① 市域を2分割して収集します

これまで収集していた品目の収集回数を減らさずに「草・葉・植木ごみ」、「危険有害ごみ」及び「小型家電」を新たに分別収集するため、お住まいの世帯数、ごみステーション（ごみ集積所）設置数などを勘案し、市域を2つに分割して収集します。

区域	地区名
北・東地区	久木1丁目～3丁目、久木5～9丁目、山の根全地区、池子全地区、沼間全地区、桜山4丁目14番～16番、桜山5丁目5～19番
南・西地区	久木4丁目、桜山1丁目～3丁目、桜山4丁目1番～13番、桜山5丁目1～4番、20～46番、525～526番地、桜山6丁目～9丁目、逗子全地区、新宿全地区、小坪全地区

① 曜日ごとに収集品目が異なります

収集の品目及び回数は次のとおりです。地区ごとの収集カレンダーを作成し、8月頃に全戸配布する予定です。

区域「北・東地区」

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1・3曜日	草・葉・植木ごみ	燃やすごみ	容器包装プラスチック	不燃ごみ ペットボトル	燃やすごみ
第2・4曜日	危険有害ごみ 小型家電		容器包装プラスチック あきびん		
第5曜日	草・葉・植木ごみ		容器包装プラスチック		

区域「南・西地区」

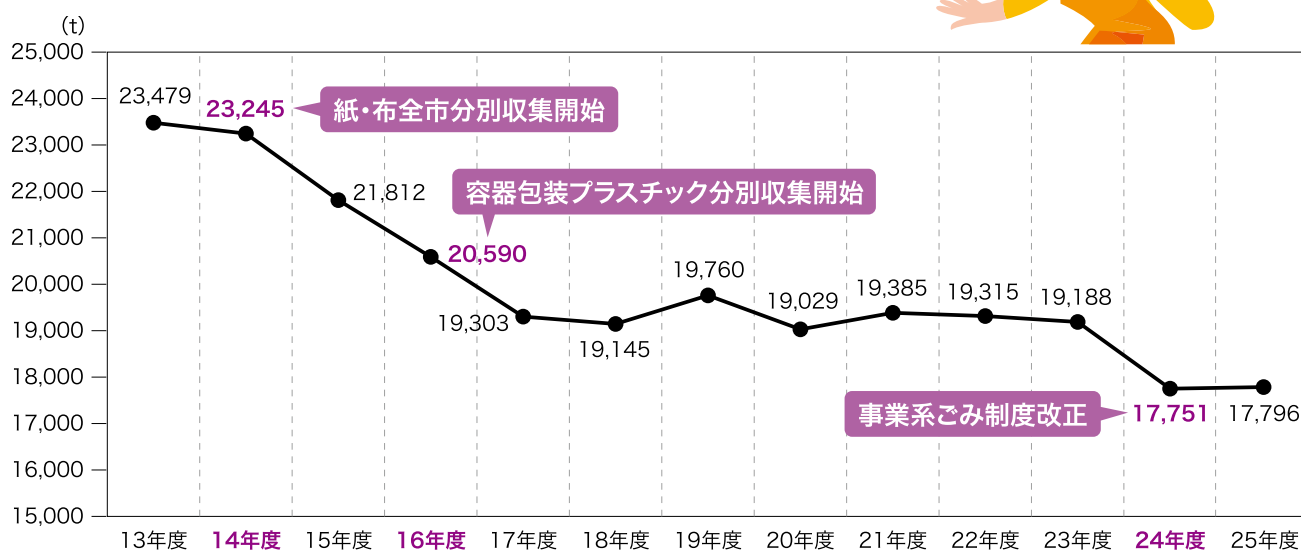
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1・3曜日	燃やすごみ	草・葉・植木ごみ	容器包装プラスチック あきびん	燃やすごみ	不燃ごみ ペットボトル
第2・4曜日		危険有害ごみ 小型家電	容器包装プラスチック		
第5曜日		草・葉・植木ごみ	容器包装プラスチック		

逗子市のごみ処理の現状と目標

市の焼却灰などを埋め立てる最終処分場は満杯寸前の状態であり、何としてもごみを減らさなければならぬ状況です。これまでも、ごみの減量化・資源化を推進するための施策を実施してきましたが、平成17年度以降のごみ排出量は、近隣市町とのごみの広域処理の検討により大幅な分別品目の変更を行えないなどの状況もあり、横ばいの状況が続いていました。平成24年度は、事業系ごみに関する処理方法を見直したことなどで前年度に比較し約1,500トン減少しましたが、最終処分場の延命化のためには、更なる減量化が必要です。

① 収集ごみ・持ち込みごみ量の推移

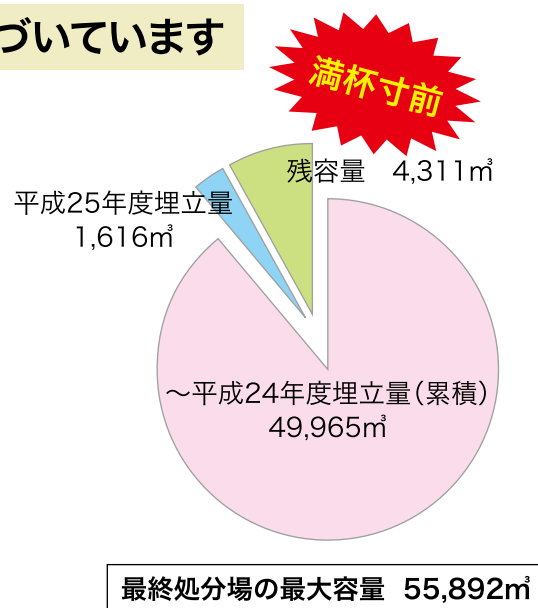
みんなで更にごみの減量をしましょう。



① 市の最終処分場の残容量は限界に近づいています

平成23年度から24年度にかけて最終処分場の延命化工事を行いました。しかし、今後も焼却灰と不燃ごみ残さを全量埋め立て続けると、数年で満杯になってしまいます。災害時の廃棄物の処分場所などへの用途を考えると、最終処分場の容積を残しておく必要があるため、焼却灰、ガラス残さなどを多額の費用をかけて外部委託で資源化をしています。その経費を削減するためにも、ごみの減量化・資源化を一刻も早く進めないとなりません。

最終処分量の90%近くが焼却灰です。焼却灰を減らすには、燃やすごみをいかに減らすかがポイントです。

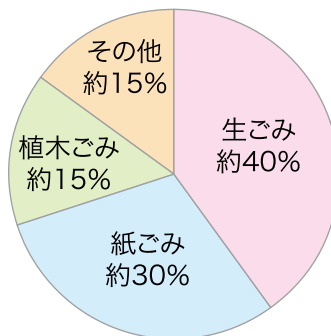


① 家庭から出る燃やすごみの内訳

生ごみを出す量を減らし、紙の分別を徹底すれば、燃やすごみを大幅に減らすことができます。

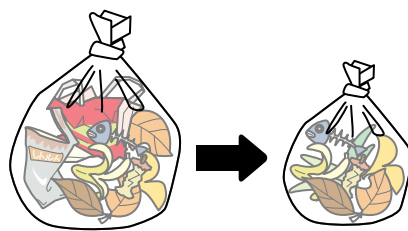
家庭から出される燃やすごみの中で、一番多いのは生ごみ約40%、次に多いのは紙ごみ約30%です。

燃やすごみの内訳



① 平成27年10月から家庭ごみ処理有料化を導入

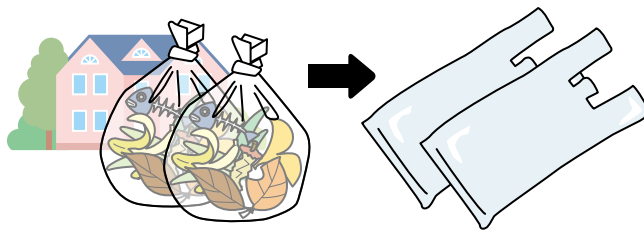
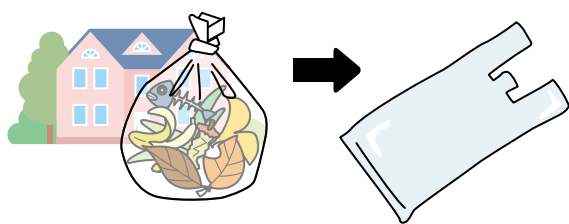
ごみを減らすほど負担が減る仕組みになります。



ごみ排出量に応じた公平な費用負担（受益者負担）になります。

○1袋出す世帯は、ごみ袋1枚分のごみ処理手数料

○2袋出す世帯は、ごみ袋2枚分のごみ処理手数料



さらに、分別品目の見直しによって、分別すればごみが減って負担が減ります。

「草・葉・植木ごみ」、「危険有害ごみ」、「小型家電」、「家庭金物」を分別品目として新設し、無料で収集します。

○草・葉・植木ごみ



○危険有害ごみ



○小型家電



○家庭金物



① 目標はごみ減量20%

生ごみの発生・排出抑制、紙ごみの分別を徹底することで、燃やすごみを減らし、資源化を進めることができます。そして、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが、最終処分するごみの量を減らし、市のごみ処理経費を減らすことにつながります。

逗子市一般廃棄物処理基本計画では、平成31年度までに、燃やすごみ・不燃ごみ20%減量、最終処分量90%減(いずれも平成20年度比)と資源化率53%を目標にしています。



燃やすごみ（有料）

平成27年10月から指定ごみ袋で出してください。

袋の大きさ	5リットル袋	10リットル袋	20リットル袋	40リットル袋
販売価格(10枚セット)	100円	200円	400円	800円
1枚当たりの価格	10円	20円	40円	80円

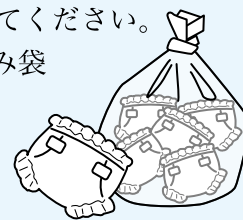
紙おむつの出し方

紙おむつは、燃やすごみとなりますが、子育て支援及び要介護者を在宅で介護している世帯への支援の観点から、指定ごみ袋を使わずに出すことができます。

- ・汚物を取り除き、45リットル以下の透明又は半透明の袋に入れて出してください。
- ・幼児用、大人用は問いません。ただしペット用の紙おむつは、指定ごみ袋を使って出してください。

注意

紙おむつを入れた袋の中に他のごみを混ぜないでください。
紙おむつ以外のごみが混入している場合は収集しません。



燃やすごみの減らしかた

ごみ減量のポイントは生ごみの減量！ 家庭から出る燃やすごみの約40%が生ごみです。

ごみ袋に入れる生ごみを減らすコツ

- ・購入時の工夫（使うものだけ買う）
- ・調理時の工夫（食べられる野菜の皮はむかない、食材は使い切る）
- ・ためるときの工夫（水切りをする、水にぬらさない、乾燥させる）
- ・生ごみの自家処理の実践（家庭用生ごみ処理容器等を使った自家処理）

生ごみをごみステーションに出さない方法

市では、生ごみ処理容器等の購入費の助成、生ごみマイスター（処理容器等の使い方の指導員）の派遣などを行っています。平成25年10月から助成率をアップ*、逗子市商工会と協定を結び、生ごみ処理容器（バクテリアdeキエーロ）の購入がより手軽になりました。

市内で販売しているキエーロは、材料の一部に陸前高田市の津波防災対策で大量に発生する間伐材を使い、仮設住宅の住民が製造に携わっています。これによって、雇用創出を含めた被災地支援にもなっています。

*電動のものを除く。



家庭用生ごみ処理容器等購入費助成制度

燃やすごみの約40%を占める生ごみを減らすため、家庭用の生ごみ処理容器（処理機）などを購入した方に、購入金額に応じて最高3万円まで助成しています。

助成対象容器等：コンポスター容器、EM処理容器、電動処理機（バイオ式・乾燥式）、剪定枝粉碎機などの家庭用のものが対象です。購入店の指定はありません。

助成金の額：購入金額にかかわらず、購入金額の4分の3（電動のものについては3分の2）を助成します。（3万円を上限とし、100円未満切り捨て）

申請方法：所定の申請用紙に必要事項をご記入いただきます。（振込口座番号の記入が必要です。）

※領収証には、メーカー名、型番の記入が必要です。申請は、領収証と認印を持って市役所資源循環課まで。

逗子市商工会のキエーロは、協定により差額（あらかじめ助成金額を差し引いた額）で購入可。

詳細は逗子市商工会へ TEL：046-873-2774



草・葉・植木ごみ（無料）

これまで「燃やすごみ」で収集していた「草・葉・植木ごみ」は、有料化導入後も従来どおり無料で収集します。

「草・葉・植木ごみ」のチップ化及び堆肥化の試行を経て、環境クリーンセンターに直接持ち込まれる分については、これまでできる限り資源化を図ってきました。平成27年10月以降は家庭から排出される分についても分別し、新たに専用の収集日を設けて収集・資源化することで、焼却するごみの削減を図ります。



草・葉



少量(二束)の植木ごみ

- ・直径15cm未満 1m以内に切断
- ・直径15cm以上～20cm未満 80cm以内に切断
- ・直径20cm以上～30cm未満 30cm以内に切断

木材・木片と大きな植木ごみは有料です！

○木材・木片（木工の材料などに用いるために加工されたもの）

直径3cm未満で50cm以内に切断されたものは「燃やすごみ」です。直径3cm以上で上記の「少量（二束）の植木ごみ」と同等の大きさのものは「不燃ごみ」です。40リットルまでの指定ごみ袋に入らない場合は、指定ごみ袋を巻きつけて出してください。

※粗大ごみに該当するものは除きます。

○大きな植木ごみ

「草・葉・植木ごみ（無料）」に該当しない大きな植木ごみについては、「粗大ごみ」（有料）になります。

小型電動植木剪定枝粉碎機の無料貸し出し制度

細い枝（直径3cm前後）がたくさん出てしまい、ごみの日に出すのが大変

予約

市役所資源循環課へお電話ください。TEL 046-873-1111（代表）

借りる

ご自宅（車が入るところ）までお届けします。

機械の使い方はもちろん、できたチップの有効利用方法もお教えします。

使う

金曜～翌週月曜の4日間貸し出しています。

できたチップの活かし方は人それぞれ！庭にまけば、雑草を抑えたり、雨天後のぬかるみ防止になります。

- 返却時もお自宅まで取りに伺います。
- 家庭用電源（AC100V）が必要です。延長コードも貸し出します。
- 1か月に1回まで、何回でも借りられます。
- 利用者からは大好評！リピーターも増えているので、ご予約はお早めに。





不燃ごみ (有料)

平成27年10月から指定ごみ袋で出してください。

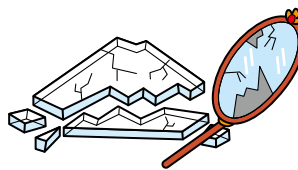
※指定ごみ袋は燃やすごみと共通です。



せともの類



ガラス食器・ガラス容器



鏡・板ガラス



白熱電球・LEDライト

※蛍光管・電球型蛍光灯は危険有害ごみへ

これまで「不燃ごみ」で収集していた、なべ、金属食器など家庭金物、小型の家電製品、蛍光管や乾電池（アルカリ、マンガン）などは、新たに収集日を設けて分別収集します。「危険有害ごみ（無料）」、「小型家電（無料）」及び「家庭金物（無料）」をご確認ください。

例外的な出し方をするもの

●われもの

割れたせともの・ガラス製品類などは、紙などで嚴重に包んで必ず「キケン」と表示して出してください。

●指定ごみ袋に入らないもの

安全に潰せるものや分解ができる場合は、なるべく容量を減らして他の不燃ごみと一緒に指定ごみ袋に入れて出してください。

40リットルまでの指定ごみ袋に入らない長い物などは、指定ごみ袋を巻きつけて出してください。

※粗大ごみに該当するものは除きます。



危険有害ごみ (無料)

これまで不燃ごみと一緒に収集していた次のごみについては、新たに収集日を設けて無料で分別収集します。

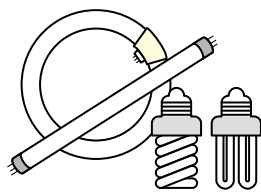
必ず中身の確認できる透明・半透明の45リットル以下の袋で、品目ごとに別の袋に入れて出してください。

袋に入らない蛍光管は、紙で巻いて「キケン」と表示してください。



カセットボンベ・スプレー缶

出し方 使い切って安全な場所、安全な道具で穴を開ける。



蛍光管・電球型蛍光灯

※拠点回収も行っています。



乾電池(アルカリ、マンガン)

※拠点回収も行っています。



水銀体温計

※拠点回収も行っています。



ライター

出し方 使い切ってから出す。



小型家電（無料）

平成27年10月からごみステーションで回収します。

電気・電池で動作する家電製品で、1辺の長さが50cm未満のものをステーションで回収します。

希少金属（レアメタル・レアアース）を多く含む特定品目の小型家電は、拠点でのボックス回収を行います。

●拠点回収ボックス 設置場所

市役所、市民交流センター、高齢者センター、商工会館、青少年会館、沼間公民館、小坪公民館、逗子アリーナ

●拠点回収ボックスでの回収品目（30cm×15cmの投入口に入るもの）

携帯電話・PHS、スマートフォン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯ラジオ、電話機、電子辞書、ポータブルDVDプレーヤー、補助記憶装置（ハードディスク・USBメモリ）、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、テープレコーダー（デッキを除く）、ポータブルカーナビ、理容用機器（ドライヤー・電気カミソリ・電動歯ブラシ）、付属品（リモコン・ACアダプタ・充電器・電気コード）



●出すときの注意

- 個人情報が含まれる小型家電は、個人情報を消去してから出してください。
- 電池（バッテリー等）は取り外してから出してください。
- 一度拠点回収ボックスに投入したものは返却できません。
- パソコン及び家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は回収の対象外です。



家庭金物（無料） **集団資源回収**

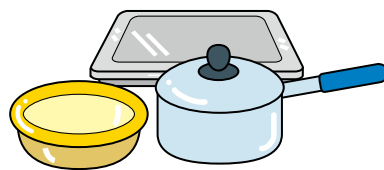
平成27年10月から新たに集団資源回収の対象品目になります。

大部分が金属でできている家庭で使用するもの

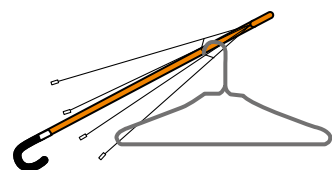
●主な回収品目



フライパン、やかん、炊飯器の内がま、ホットプレートのプレート（鉄板）など台所用金物



鉄、アルミ、ステンレスなどで成型（テフロン・ホーロー加工製品も含む）された食器や工具、金属製の水筒など



針金ハンガー、金属製の傘の骨組み（傘布ははずす）




ペットボトル (無料)



このマークが
分別の目印!

飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)などが入っていた容器です。

※  マークがついていないプラスチック製のボトルは「容器包装プラスチック」に出してください。



①キャップ・ラベルを外す。
プラスチック製のキャップとラベルは「容器包装プラスチック」に出してください。



②中身を空にして水洗いをする。



③ペットボトルの側面を足などでつぶす。



④中身の確認できる45リットル以下の透明又は半透明の袋に入れて出す。



容器包装プラスチック (無料)



このマークが
分別の目印!

商品を入れていたもの(容器)や商品を包んでいたもの(包装)でプラスチック製のものの容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。



洗剤、シャンプーなどのボトル類



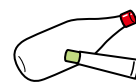
卵、インスタント食品などのカップ・パック類



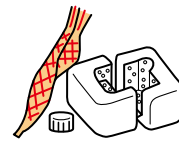
食品などのトレイ(皿型容器)



レジ袋・商品を包んでいた袋・ラップ類



チューブ類
汚れが取れないものは燃やすごみへ



その他プラスチック製のふた、ネット、発泡スチロールの包装材

※容器包装プラスチックには、プラスチックの識別マークを付けて事業者などがリサイクル費用を出しています。(果物のネット、発泡スチロールの包装材、商品を包んでいるラップなど、形状等の理由によりマークのついていないものもあります。)

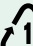

注意

出しかた

- ・汚れを落としてから出してください。
 - ・フタ、キャップ類は必ず外してください。
 - ・透明又は半透明の45リットル以下の袋に入れて出してください。
- ※リサイクルに支障があるため、袋を二重にしないでください。

注意

対象にならないもの

製品そのもの又は道具などとして使用するもの	バケツ、植木鉢、密閉容器、保存用袋、おもちゃ、ペン、スポンジ、ストロー、プラスチック製のスプーン・フォーク類、歯ブラシ、CD・DVD類 [※] など	燃やすごみに出してください ※CD・DVD類は、資源物として拠点での回収もしています。
 のついたプラスチックボトル	飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)が入っていた容器	ペットボトルに出してください。
 マークがあっても出せないもの	汚れが簡単には落ちないもの 在宅医療用バッグ類(輸液・蓄尿・CAPD・栄養剤バッグなど) ※医療機関から回収の指示があった場合は、医療機関へ	燃やすごみに出してください。

平成27年10月からアルミ缶、スチール缶、あきびんは、分別して出すこととなります。



アルミ缶（無料） 集団資源回収



このマークが
分別の目印！

平成27年10月から新たに集団資源回収の対象品目とし、
集団資源回収を実施している自治会・町内会等に
買取金が入るしくみになります。

清涼飲料水の缶、ビールの缶、飲料用アルミボトル
(アルミキャップ含む) など



●出し方 アルミ缶とスチール缶は分別して別の袋に入れて出してください。

- ・中身を空にして、汚れているものは水洗いしてください。
- ・透明又は半透明の45リットル以下の袋に入れて出してください。



●対象にならないもの

~~スプレー缶、カセットボンベ~~

→ 中身を使い切り、安全な場所、安全な道具で穴をあけて
「危険有害ごみ」に出してください。



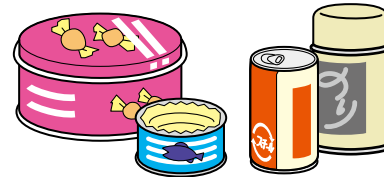
スチール缶（無料） 集団資源回収



このマークが
分別の目印！

平成27年10月から新たに集団資源回収
の対象品目になります。

食料缶（缶詰）、菓子缶、のり缶、粉ミルク缶、
コーヒー缶、サラダ油缶、茶筒など

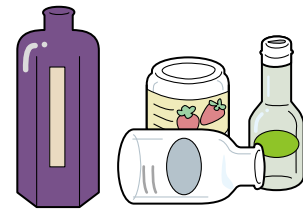


※菓子缶、のり缶の内装物、粉ミルク缶のプラスチック製のふた、スプーンなどは外してください。



あきびん（無料） ※拠点回収も行っています。

酒類、酢、インスタントコーヒー、清涼飲料ドリンク剤、
ジャム、びん詰め、化粧品びんなど



●出し方

- ・中身を空にして、汚れているものは水洗いしてください。
- ・キャップは外してください。
- ・透明又は半透明の45リットル以下の袋に入れて出してください。

♻️マークのついたびんは、洗って繰り返し使うことができるリユースびんです。
リユースの促進のために、購入した販売店で引き取ってもらってください。

♻️のついたびんは、
繰り返し使えます。
購入した販売店へお持ち
ください。

一升びん

ビールびん



牛乳びん



●対象にならないもの

~~ガラス食器、ガラス容器、せともの類
鏡、板ガラス、電球類~~

→ 「不燃ごみ」に出してください。



紙類 (無料)

集団資源回収

自治会・町内会等による集団資源回収を行います。

回収品目別に分別して出してください。
ステーションではなるべく品目ごとに分けて置いてください。

●回収品目

- 新聞 折り込み広告を含む
- 雑誌 週刊誌・文庫本・単行本・カタログなど
※付属のシール、CD・DVD、化粧品などは取り除いてください。
※ホチキスの針は外さずに出せます。
- 段ボール ※粘着テープやカーボン紙は取り除いてください。
※ホチキスの針は外さずに出せます。

●飲料用紙パック

【出し方】

① マークを確認

② 水洗い 洗わずに乾かすと悪臭の原因になります。

③ 乾かす カビが発生するとリサイクルができなくなってしまいます。

④ 束ねる 小型の紙パック、工作などでちぎれた紙パックもリサイクルできます。

1リットルの紙パック6枚で
トイレトペーパー1個が
作れるのよ。



●ミックスペーパー (その他の紙類)

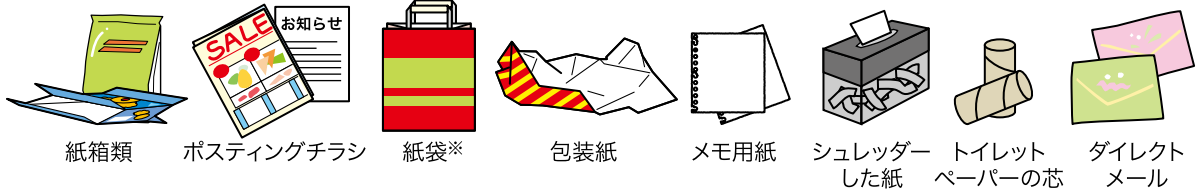
紙袋などに入れて紙ひもでしばって
飛び出さないようにしてください。
箱などはつぶしてください。

紙袋がないときは新聞紙を活用して袋を作って出すこともできます!
※テープやのりはリサイクルに支障があるため、使用しないでください。
ホチキスは使用可。



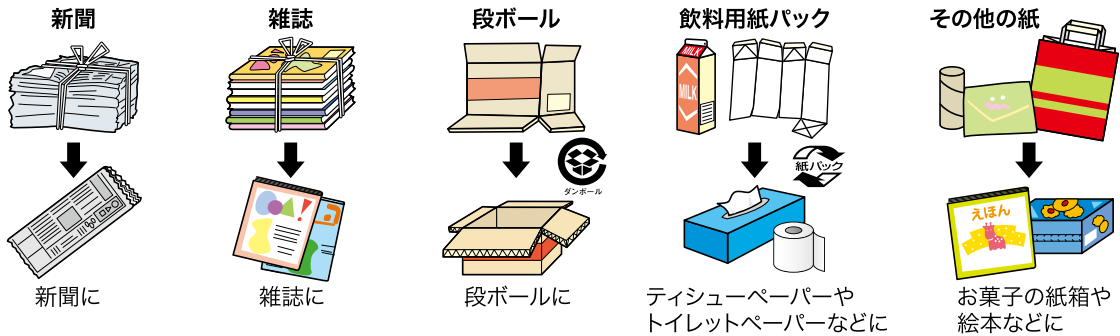
紙の日に出せるもの

●ほとんどの紙はリサイクルできます!



※紙袋は、ミックスペーパー(その他の紙類)を出すときの袋としてもお使いいただけます。

●古紙はこのような製品に生まれ変わります



リサイクルできないもの

●汚れている紙

- ピザの箱
- 紙おむつ
- ティッシュなど

●においのついた紙

- 洗剤の紙製容器
- 石けんの個別包装紙
- 線香の紙箱など

●特殊加工紙 (紙以外の素材が含まれるもの)

- 感熱発泡紙(熱を加えると盛り上がる紙)
- 昇華転写紙(アイロンプリント紙、使用済昇華転写紙を利用した緩衝材など)
- 感熱紙(FAX用紙、レシートなど)、カーボン紙・ノーカーボン紙
- 写真、アルバム台紙
- 防水加工された紙(紙コップ、紙皿など)
- 裏が銀色(アルミ)の紙パック
- 銀紙



このマークがついている紙でも、古紙として出せない紙(禁忌品)となる紙がありますので、ご注意ください





布類 (無料)

集団資源回収

※ぬれているとカビが生えて、リユース・リサイクルができなくなるため、雨の日は出せません。

自治会・町内会等による集団資源回収を行います。



汚れているものは洗濯し、乾かしてから透明又は半透明の袋に入れて出してください。



●リサイクルできません

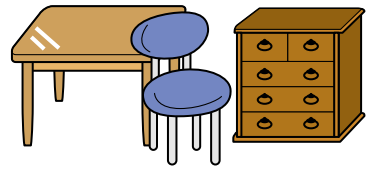
破れているもの、汚れているもの、ざぶとん、玄関マット
ぬいぐるみ、毛糸玉、革製品、くつ

➡「燃やすごみ」に出してください。



粗大ごみ (有料)

「30cm以上」から「50cm以上」へ変更、
料金体系を「600円」と「1,200円」に変更します。



これまでおおむね1辺の長さが30cm以上のものを粗大ごみとして、1つ250円を基準に大きさや運搬費用を勘案して料金設定していましたが、近隣市町の取り扱いや料金水準と逗子市の処理原価を考慮して、次のとおり変更します。申し込み方法や収集方法に変更はありません。

粗大ごみ	1辺の長さが50cm以上1m未満	600円
大型粗大ごみ	1辺の長さが1m以上	1,200円

購入済みの粗大ごみ券(証紙)について

平成27年10月からは、新しい粗大ごみ券(600円の証紙)を使用します。既にお持ちになっている粗大ごみ券(250円の証紙)については、お早めにご利用いただくようお願いします。平成27年10月以降、残った粗大ごみ券(250円の証紙)については、資源循環課窓口(市役所2階)で期間を設けて払い戻しの手続きを受け付けます。

ボランティア清掃ごみの出しかた

ボランティア清掃によるごみは無料で収集します。

公共の場所を清掃して出たごみを無料で排出できるよう、事前の申請によりボランティア清掃用ごみ袋を配付します。ごみの種類で分別して出してください。

- 対象
- ・地域の美化活動、清掃活動などで出たごみ
 - ・個人で公園や道路などの公共の場所をボランティアで清掃したごみ
- ※家庭ごみと混ぜないでください。家庭ごみが混入している場合は収集しません。



ごみの持ち込み (有料)

※市外発生ごみは持ち込みできません。

受付 月曜日～金曜日 8:45～11:45・13:00～16:00 (時間厳守)

手数料 10kg当たり150円(持ち込みごみはすべて有料です。)

- 注意事項
- ・分別してください。紙類及び布類は持ち込めません。
 - ・平成27年10月からはアルミ缶、スチール缶及び家庭金物も持ち込めません。
 - ・ごみが出た場所、ごみを出す方の住所・氏名(押印)・電話番号、ごみの種類と量を記入した書類(ごみ発生書)をお持ちください。※様式不問
- 詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/sigen/motikomi.html>

❗ 不法投棄対策・不適正排出(ルール違反ごみ)対策

条例を改正

不法投棄への対応を強化することを求めるご要望や、罰則を設けるべきとのご意見をいただいていることを踏まえ、不法投棄対策としての土地、建物の管理者等の責任に関する規定と、ルール違反ごみへの対策としての改善勧告、公表の措置に関する規定を新たに設けるなどの条例改正をしました。

不法投棄への対策

市では、従来から県と協力して不法投棄のパトロールを実施しています。また、不法投棄が発生した際には、警察と連携するなど迅速な対応に努めています。家庭ごみ処理有料化の導入にあたっては、不法投棄が増加することがないように、関係機関と連携して防止策を図っていきます。

不適正排出(ルール違反ごみ)への対策

家庭ごみ処理有料化導入前の説明会、広報ずし、市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレットなどの配布により、市民の皆さんにごみ処理の現状を説明し、分別について周知徹底を図ることにより、排出マナーの向上につなげるよう取り組んでいきます。

また、有料化実施当初の立ち会い指導やパトロール、ルール違反ごみの内容調査などで、排出ルールを守ってもらうよう対策に努めます。多発場所では、自治会・町内会や廃棄物減量等推進員の皆さんと連携して、不適正なごみ出しにつながらない環境づくりを進めていきます。

❗ 少量排出事業所のごみの出し方

平成27年10月から指定ごみ袋に必ず事業所名を記載してください。

事業所から出るごみは事業者の責任で処理をすることになっていますが、従業者（事業主を含む）の総数が3人以下で、食品廃棄物等を排出せず、ごみの排出量が1日平均1kg以下の事業所は、零細事業所保護の観点から、ごみステーションに排出することを可能としています。家庭ごみ処理有料化の導入にあたっては、当面、家庭ごみと同じ指定ごみ袋を使ってごみステーションに排出することを可能とします。なお、不適物の混入を防止し、ごみを出す事業所の責任を明確にするため、指定ごみ袋に事業所名を記入して出してください。

❗ 今後の予定

地域ごとの説明会を順次開催します。説明会の開催スケジュールは、随時、広報ずし、市ホームページ、市広報掲示板でお知らせしていきます。

出前説明会も開催します

自治会・町内会の会合などでの出前説明会も開催します。ご要望がありましたら、資源循環課までお問い合わせください。

逗子市 環境都市部 資源循環課

電話 046-873-1111(代表)

逗子市 環境都市部 環境クリーンセンター

電話 046-871-7870